

議案第98号

加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年12月8日提出

加西市長 西村 和平

加西市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

加西市職員特殊勤務手当支給条例（昭和42年加西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項に見出しとして「(手当の内払)」を付し、附則第3項及び第4項を次のように改める。

(防疫作業手当の特例)

3 職員が次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、規則で定めるもの。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他規則で定めるこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）

(2) 前項第2号の作業 1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円）

附則に次の1項を加える。

5 同一の日において、第3項各号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議事項)

令和2年11月27日に国の人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例の項目が追加されたことから、所要の改正を行うもの。

【概要】

追加項目：緊急性のない作業に従事した日1日につき1,000円

(感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合1,500円)